

D030000

コンプライアンス・ホットライン運用規則

本規則は三菱ケミカルグループ・コンプライアンス・ホットライン運用規則を準用する

平成30年 9月1日 改施

エムシーパートナーズ株式会社

(目的)

第1条 三菱ケミカル・コンプライアンス推進規程（以下「推進規程」という。）第10条に定めるコンプライアンス・ホットラインの運用については、本規則の定めるところによる。

(用語)

第2条 本規則において、推進規程にて定義された用語を用いる場合、当該用語の意味は、それぞれ推進規程に定めるところによる。

(ホットラインの設置)

第3条 三菱ケミカルグループ各社の構成員から、コンプライアンスに関する相談又は報告（公益通報者保護法に定める公益通報を含む。以下同じ。）を受けるとして、三菱ケミカルに次の各号に定めるコンプライアンス・ホットライン（以下「ホットライン」という。）を設置し、その相談・報告方法は、別紙記載のとおりとする。

- (1) 社内窓口：内部統制推進部長宛ホットライン
- (2) 社外窓口：顧問弁護士宛ホットライン
：ダイヤル・サービス^(株)宛ホットライン

(ホットラインの利用)

第4条 ホットラインを利用してコンプライアンスに関する相談・報告を行おうとする者（以下「相談・報告者」という。）は、次の各号に定めるルールに従うものとする。

- (1) 相談・報告の内容は、三菱ケミカルグループの事業活動に関連し、コンプライアンス（法令及び企業倫理の遵守）に違反していると考えられる行為又はそのおそれが高いと考えられる行為とする。
- (2) 相談・報告にあたっては、具体的調査及び調査結果等の報告を相談・報告者に行うため、所属、氏名、連絡先を明らかにすることを原則とする。
- (3) 個人に対する誹謗・中傷を目的とする相談・報告は行わない。

(相談・報告への対応)

第5条 ホットラインでコンプライアンスに関する相談・報告を受けた場合の対応は、原則として次のとおりとする。なお、文書、メール等書面により相談・報告を受けた場合には、内部統制推進部長は、遅滞なく相談・報告者に対し、相談・報告を受けた旨の通知を行うものとする。

- (1) 内部統制推進部長は、相談・報告がなされた案件について、直ちにCCOに対し報告し、CCOと相談の上、会社として調査を実施するかどうかを決定し、相談又は報告があった日から原則として1週間以内に、その結果を当該相談・報告者に報告する。但し、明らかにホットライン設置の趣旨と異なる相談・報告の場合はこの限りでない。

- (2) 内部統制推進部長は、調査を行うことを決定した相談・報告案件について、本格的な調査を行い、コンプライアンス上の問題点を確認し、その結果をCCOに報告する。調査にあたっては、内部統制推進部長は、内部統制推進部員に加え、相談・報告内容に応じて指名した者（弁護士等第三者を含む。）で編成した調査チームにより調査を実施する。
- (3) CCOは、調査の結果、コンプライアンス上の問題がある場合には、当該関係部門の部門コンプライアンス推進責任者（以下「部門責任者」という。）に対し、その是正を含め会社としての必要な対応策を講じるよう指示する。
- (4) CCOは、本項の対応について社長に報告するとともに、内部統制推進部長をして、当該相談・報告者に対し、会社としての対応を報告させる。
- (5) 三菱ケミカル以外の三菱ケミカルグループ会社のコンプライアンスに関する相談・報告がなされた場合は、次に掲げる点を除き、基本的に本項各号に準じた対応が取られるものとする。
 - ① 相談・報告がなされた内容については、必要に応じ、当該グループ会社の社長に対し報告される。
 - ② 事前に相談・報告者の了解を得た上で、当該グループ会社のコンプライアンス担当部署に本項各号の対応を委任することができる。
 - ③ コンプライアンス上の問題がある場合には、CCOおよび当該グループ会社を所管する部門責任者が、当該グループ会社に対し、その是正を含め会社としての必要な対応策を講じるよう指示する。

2. 前項において、相談・報告が顧問弁護士またはダイヤル・サービス(株)宛になされたときは、相談・報告者に対する報告は、内部統制推進部長に代わり、相談・報告を受けた顧問弁護士又はダイヤル・サービス(株)が行う。
3. 第4条第1項第2号の規定にかかわらず、相談・報告が匿名によりなされた場合は、本条の規定に準じて、相談・報告内容に対応するものとする。

(利益相反関係者の排除)

第6条 前条の規定にかかわらず、ホットラインになされた相談・報告事案の処理を行う者は、自らに関係する事案の処理には関与しないものとする。

(相談・報告者の保護)

第7条 ホットラインの利用にあたっては、相談・報告者を保護するため、次の措置が講じられるものとする。

- (1) 相談・報告者の所属・氏名、当該相談・報告者が相談・報告を行った事実及びその内容等を秘密として取り扱い、処理対応のために必要な最小範囲の関係者以外には開示しないものとする。

- (2) 弁護士宛またはダイヤル・サービス(株)宛ホットラインの利用であって、相談・報告者が希望する場合には、当該相談・報告者の所属及び氏名の開示は、弁護士またはダイヤル・サービス(株)限りとし、会社には開示されないものとする。
- (3) 三菱ケミカルグループ各社は、ホットラインの利用を理由として、相談・報告者が不利益を被ることがないように十分に配慮し、不当な扱いを一切行わないものとし、相談・報告者に対し、嫌がらせや報復等不利益となる行為を行った者に対しては、当事者の所属する会社の従業員就業規則その他の社内規則に従って、懲戒等を含め必要な処分を行うものとする。

(改 廃)

第8条 本規則の改廃は、C C Oの決裁をもって行う。なお、ホットラインの運用に関し、本規則に定めのない事項については、内部統制推進部長がC C Oの承認を得てこれを定める。

本規則は三菱ケミカルグループ・コンプライアンス・ホットライン運用規則を準用する

所管部署
内部統制推進部

沿革
2017. 4. 1 施行

別紙

《三菱ケミカル・コンプライアンス・ホットライン》

(1) 社内窓口（内部統制推進部長宛）

- ① 専用 E - メール 社外からの送信：#MCC-HO-Hotline@mchcgr.com
社内からの送信：#MCC-HO-Hotline
- ② Notes データベース：C.ホットライン
- ③ 電話（フリーダイヤル）：0120-774-424（平日 9:00~17:45）
- ④ 内部統制推進部長宛て、郵便、社内便、メール、電話

(2) 社外窓口（顧問弁護士宛て：八重洲総合法律事務所）

- ① E - メールアドレス：渡部弁護士 watabe@yaesulaw.jp
栗原弁護士 kurihara@yaesulaw.jp
中村弁護士 nakamura@yaesulaw.jp
- ② 電話：03-5221-8881 F A X：03-5221-8882
- ③ 郵便宛先：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1 - 7 - 1
有楽町電気ビル南館（15 階 1559 区）

(3) 社外窓口（ダイヤル・サービス(株)宛て）

- ① 電話（フリーダイヤル）：0120-304-331
(月~金 12:00~21:00、土日祝 9:00~17:00)
- ② F A X（フリーダイヤル）：0120-095-006
- ③ Web サイト
[PC から] <https://www.dial-soudan.jp/et/mcc-rinri/> からログイン
[携帯電話から] mcc@dial-soudan.jp へ空メール送信
返信メールの URL からログイン
ユーザーID：mcc
パスワード：chemical 会社 ID：mcc

